



第126期 定時株主総会 招集ご通知

スチール! & アイデア!
ヨドコウ

日時

2025年6月24日(火曜日)
午前10時

場所

ホテル日航大阪 鶴の間(5階)
大阪市中央区西心斎橋一丁目3番3号

株主様へのお知らせ

※ 株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、当社は、株主様の混乱を避けご不便の無いようにといった観点から、書面交付請求の有無に関わらず、一律に従前どおり書面でお送りしております。

※ 定時株主総会におけるご来場の株主様へのお土産は取り止めております。

決議事項

<会社提案(第1号議案から第3号議案まで)>

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

<株主提案(第4号議案から第11号議案まで)>

- 第4号議案 剰余金の配当等の決定機関に係る定款変更の件
- 第5号議案 剰余金を処分する件
- 第6号議案 事業ポートフォリオ計画の策定及び開示に係る定款変更の件
- 第7号議案 株主優待制度に係る定款変更の件
- 第8号議案 株主優待制度の廃止の件
- 第9号議案 自己株式の消却に係る定款変更の件
- 第10号議案 自己株式の消却の件
- 第11号議案 相談役・顧問等の廃止に係る定款変更の件

目次

招集ご通知

第126期定時株主総会招集ご通知	2
------------------------	---

株主総会参考書類

株主総会参考書類	8
----------------	---

事業報告

1 企業集団の現況に関する事項	31
2 会社の株式に関する事項	38
3 会社役員に関する事項	39
4 会計監査人の状況	45
5 株式会社の支配に関する基本方針	46
6 剰余金の配当等の決定に関する方針	50

連結計算書類

連結貸借対照表	51
連結損益計算書	53

個別計算書類

貸借対照表	54
損益計算書	56

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書	57
会計監査人の監査報告書	59
監査役会の監査報告書	61

(証券コード5451)

2025年6月2日

株主各位

大阪市中央区南本町四丁目1番1号

株式会社 淀川製鋼所

代表取締役社長 田中 栄一

第126期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第126期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.yodoko.co.jp/ir/ir-stock/meeting/>

**【株主総会資料掲載ウェブサイト】**

<https://d.sokai.jp/5451/teiji/>

**【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】**

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記東証ウェブサイトにアクセスいただき、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

議決権行使につきましては、電磁的方法（インターネット）または書面（議決権行使書）により行使することができますので、後記または電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2025年6月23日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月24日（火曜日）午前10時
 2. 場 所 大阪市中央区西心斎橋一丁目3番3号
 ホテル日航大阪 鶴の間（5階）

3. 目的事項

報告事項

1. 第126期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の
 連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第126期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
 計算書類の内容報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

- 第1号議案 定款一部変更の件
 第2号議案 取締役7名選任の件
 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

<株主提案（第4号議案から第11号議案まで）>

- 第4号議案 剰余金の配当等の決定機関に係る定款変更の件
 第5号議案 剰余金を処分する件
 第6号議案 事業ポートフォリオ計画の策定及び開示に係る定款変更の件
 第7号議案 株主優待制度に係る定款変更の件
 第8号議案 株主優待制度の廃止の件
 第9号議案 自己株式の消却に係る定款変更の件
 第10号議案 自己株式の消却の件
 第11号議案 相談役・顧問等の廃止に係る定款変更の件

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の各ウェブサイトへ修正した旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎ 電子提供措置事項のうち、本株主総会招集ご通知には、法令および当社定款の規定に基づき、次の事項を記載していません。
- ・事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - ・個別計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

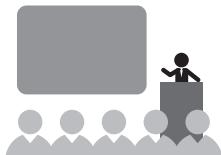
なお、これらの事項は、会計監査人が会計監査報告をするに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

4. 議決権の行使について

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

①

当日株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を株主総会当日に会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時 2025年6月24日（火曜日）午前10時

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方1名を代理人として、議決権を行使することができます。なお、株主様以外の方は本株主総会にご出席いただけませんので、ご注意ください。

②

書面により行使いただく場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2025年6月23日（月曜日）午後5時30分までに到着

議決権行使書面において議案に賛否の表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

③

インターネットにより行使いただく場合



6ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照の上、スマート行使または議決権行使ウェブサイトにて議案に対する賛否を、行使期限までにご入力ください。

行使期限 2025年6月23日（月曜日）午後5時30分までに入力

- ① インターネットと議決権行使書の双方で重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- ② インターネットにより、議決権を複数回行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

以上

書面による議決権行使のご案内

記入方法のご案内

議決権行使書
 株式会社 川製鋼所 御中
 私は、2025年6月24日開催の第197回株主総会（議決権行使書を含む）における各議案につき、右記（賛否）を記して議決権を行使します。
 2025年6月 日

株主番号 議決権行使枚数

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案
会社提案	賛	賛	賛
株主提案	否	否	否

議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案	第11号議案
株主提案	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否	否	否	否	否

（ご注意） 当社取締役会は株主提案に反対です。会社提案に賛成した場合は、会社提案の「賛」と株主提案の「否」の欄に○を付けてください。

お願い

- 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書に賛否をご表示いただき、2025年6月23日午後5時30分までに郵送することをお願いいたします。
- 第2号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる形態が表示される場合は、「株主提案等欄」にその旨の候補者の番号をご記入ください。
- 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと記入してください。
- 議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、画面記載のウェブサイトにアクセスし2025年6月23日午後5時30分までにご入力ください。この場合、議決権行使が完了される必要があります。

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

株式会社 川製鋼所

第1号議案から第3号議案は当社取締役会からご提案させていただく議案です。

第4号議案から第11号議案は一部の株主様からのご提案です。取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。詳細は19ページ以降をご参照ください。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

▶賛成の場合：「賛」の欄に○印 ▶反対の場合：「否」の欄に○印

記入例

会社提案・取締役会の意見にご賛同いただける場合

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案
会社提案	賛	賛	賛
	否	否	否

会社提案・取締役会の意見に反対される場合

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案
会社提案	賛	賛	賛
	否	否	否

議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案	第11号議案
株主提案	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否	否	否	否	否

議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案	第11号議案
株主提案	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否	否	否	否	否

インターネットによる議決権行使のご案内

1. 「スマート行使」による方法

- (1) 同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコード^{※1}をスマートフォン等^{※2}で読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスした上で画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください（議決権行使コードおよびパスワードのご入力は不要です）。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記2.の方法により再度ご行使いただく必要があります。

※1. 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※2. QRコードを読み取れるアプリケーション（または機能）が導入されていることが必要です。

2. 議決権行使コード・パスワード入力による方法

- (1) 当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 議決権行使コードおよびパスワード（株主様に変更されたものを含みます）は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- (3) パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。パスワードを当社（株主名簿管理人）よりお尋ねすることはありません。
- (4) パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。

（ご注意）

- ・議決権の行使期限は2025年6月23日（月曜日）午後5時30分までとなっております。行使期限内に当社（株主名簿管理人）に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使いただきますようお願いいたします。
- ・議決権を議決権行使書とインターネットの双方でご行使いただいた場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
- ・インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。
- ・インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

3. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

(1) 「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-768-524**（年末年始を除く 9：00～21：00）

(2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-288-324**（平日 9：00～17：00）

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、本年1月30日に創立90周年を迎え、創立100周年、さらにその先の未来に向けた羅針盤となるよう新しい企業理念「咲かせよう。ひと、まち、みらい。」を制定しました。

これに併せ、既存領域にとらわれず新たな可能性に挑戦していく決意を示すとともに、企業ブランド価値の更なる向上を目的として、長年愛称として親しまれてきた「株式会社ヨドコウ」に商号を変更すべく、現行定款第1条（商号）を変更するものであります。

なお、この定款変更の効力発生日は、附則を設け2025年10月1日とし、効力発生日経過後これを削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社淀川製鋼所</u>と称し、英文では、<u>Yodogawa Steel Works, Ltd.</u>と表示する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社ヨドコウ</u>と称し、英文では、<u>YODOKO, Ltd.</u>と表示する。</p> <p>(附則)</p> <p><u>1 第1条（商号）の変更は、2025年10月1日をもって効力を生じるものとする。</u></p> <p><u>2 本附則は、第1条（商号）の変更の効力発生日経過後これを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。



候補者番号

1

た な か え い い ち
田 中 栄 一

(1962年8月19日生)

再任

所有する当社の株式の数

12,205株

【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

1985年4月	当社入社
2014年2月	PCM PROCESSING (THAILAND) LTD. 出向、取締役社長
2018年6月	当社執行役員経営企画本部長（兼）海外事業企画室長
2019年4月	当社執行役員 淀川盛餘(合肥)高科技鋼板有限公司董事
2020年6月	当社執行役員 淀川盛餘(合肥)高科技鋼板有限公司董事長
2021年4月	当社上席執行役員 淀川盛餘(合肥)高科技鋼板有限公司董事長
2022年4月	当社常務執行役員経営企画本部長（兼）海外事業企画室長、 淀川盛餘(合肥)高科技鋼板有限公司董事長、海外関係会社担当
2022年6月	当社取締役 常務執行役員経営企画本部長（兼）海外事業企画室長、 淀川盛餘(合肥)高科技鋼板有限公司董事長、海外関係会社担当
2023年4月	当社取締役 専務執行役員経営企画本部長（兼）工場管掌、 淀川盛餘(合肥)高科技鋼板有限公司董事長、海外関係会社担当
2024年4月	当社取締役 専務執行役員経営企画本部長（兼）工場管掌、鋼板開発室管掌、 淀川盛餘(合肥)高科技鋼板有限公司董事長、海外関係会社担当
2025年4月	当社代表取締役社長(現任)

取締役候補者とした理由

主に鋼板関連事業の営業部門に従事し、海外子会社の経営に携わる等豊富な業務経験を有し、その経験や知見を当社取締役会において活かすため引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式の数

15,356株

候補者番号

2

くまもと
隈元

としお
稔夫

(1963年3月13日生)

再任

[略歴、地位、担当および重要な兼職の状況]

- 1986年4月 当社入社
- 2014年4月 当社執行役員呉工場長
- 2016年6月 当社上席執行役員管理本部副本部長
- 2017年6月 当社上席執行役員管理本部長（兼）関係会社担当
- 2018年6月 当社取締役
常務執行役員管理本部長（兼）関係会社担当
- 2022年4月 当社取締役
常務執行役員管理本部長（兼）国内関係会社担当
- 2023年4月 当社取締役
専務執行役員管理本部長（兼）法務部長、国内関係会社担当
- 2024年7月 当社取締役
専務執行役員管理本部長（兼）法務部長、東京支社長、国内関係会社担当
- 2025年4月 当社取締役
専務執行役員管理本部長（兼）法務部長、国内関係会社担当（現任）

取締役候補者とした理由

主に総務部門に従事し、主幹工場の長として携わる等豊富な業務経験を有し、その経験や知見を当社取締役会において活かすため引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式の数
18,355株

候補者番号

3

はっとり

服部

ただし

格

(1958年7月16日生)

再任

[略歴、地位、担当および重要な兼職の状況]

- 1982年4月 当社入社
- 2012年4月 当社執行役員営業本部副本部長
- 2016年6月 当社上席執行役員
淀鋼商事株式会社代表取締役社長
- 2019年6月 当社取締役
常務執行役員営業本部長
- 2021年4月 当社取締役
常務執行役員営業本部長（兼）開発本部管掌
- 2023年4月 当社取締役
専務執行役員営業本部長（兼）開発本部管掌
- 2024年4月 当社取締役
専務執行役員営業本部長（兼）建材開発室管掌（現任）

取締役候補者とした理由

主に鋼板関連事業の営業部門に従事し、子会社の経営に携わる等豊富な業務経験を有し、その経験や知見を当社取締役会において活かすため引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

4

さきなが
崎永

せいいち
清一

(1961年9月30日生)

新任

[略歴、地位、担当および重要な兼職の状況]

- 1991年4月 当社入社
- 2009年10月 当社大阪工場鋼板部商品開発センター長
- 2012年9月 当社市川工場技研センター長
- 2020年6月 当社理事市川工場長
- 2021年4月 当社執行役員市川工場長
- 2025年4月 当社上席執行役員
鋼板開発室長（兼）工場統括、東京支社長（現任）

所有する当社の株式の数

4,871株

取締役候補者とした理由

主に鋼板工場の製造部門および技術部門に従事し、主幹工場の市川工場では工場長として事業所の運営に携わる等豊富な業務経験を有し、その経験や知見を当社取締役会において活かすため取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式の数
0株

候補者番号

5

こばやし さだお
小林 貞人

(1951年12月11日生)

再任

[略歴、地位、担当および重要な兼職の状況]

- 1974年4月 三菱樹脂株式会社（現 三菱ケミカル株式会社） 入社
- 2010年4月 同社執行役員 長浜工場長(兼)山東工場長
- 2011年4月 同社取締役(兼)常務執行役員
(兼) 株式会社三菱ケミカルホールディングス（現 三菱ケミカルグループ株式会社） 常務執行役員
- 2015年4月 同社代表取締役(兼)専務執行役員
- 2017年4月 三菱ケミカル株式会社 顧問
- 2019年6月 株式会社ジェムコ日本経営 顧問
- 2021年6月 当社社外取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

上場企業における経営者としての海外グループ会社の指導を含む豊富な経験と製造および生産・技術部門での長年の経験による幅広い見識を有しており、これらを社外の独立した立場で当社の経営に反映していただくことが当社の益々の発展に寄与することから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は上記の役割を果たすことを期待しております。



所有する当社の株式の数

0株

候補者番号

6

く せ か つ ゆ き
久世 勝之

(1963年3月12日生)

再任

[略歴、地位、担当および重要な兼職の状況]

1991年4月 弁護士登録 関西法律特許事務所 入所
 1993年8月 久田原・久世法律事務所（現 久世法律事務所） 入所 パートナー
 2009年6月 日弁連知的財産センター 委員
 2010年9月 久田原・久世法律事務所（現 久世法律事務所） 代表弁護士（現任）
 2013年6月 一般社団法人日本知的財産協会 講師
 2019年4月 大阪弁護士会 知的財産権委員会 委員長
 2021年6月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士としての豊富な経験と知的財産権を中心とする幅広い企業法務の見識を有しており、これらを社外の独立した立場で当社の経営に反映していただくことが、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の充実と取締役会の更なる活性化に貢献することから引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として法律に関する相当程度の知見を有することから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。選任後は上記の役割を果たすことを期待しております。



所有する当社の株式の数

0株

候補者番号

7

いしはら みほ
石原 美保

(1969年2月17日生)

再任

[略歴、地位、担当および重要な兼職の状況]

- 1996年10月 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人） 入社
- 2002年 1月 公認会計士登録
- 2006年 2月 株式会社プロティビティ・ジャパン（現 プロティビティLLC） 入社
- 2009年 4月 EYアドバイザリー株式会社（現 EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社） 入社
- 2010年 5月 石原公認会計士事務所（現 石原公認会計士・税理士事務所） 開所（現任）
ひびき監査法人 入社
- 2010年12月 税理士登録
- 2019年 6月 当社社外監査役
- 2022年 6月 日亜鋼業株式会社 社外取締役（現任）
- 2023年 5月 株式会社瑞光 社外取締役監査等委員（現任）
- 2023年 7月 海南監査法人 代表社員（現任）
- 2024年 6月 当社社外取締役（現任）

(重要な兼職の状況)

- 日亜鋼業株式会社 社外取締役
- 株式会社瑞光 社外取締役監査等委員

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

主に公認会計士・税理士としての豊富な経験に加え、内部統制およびリスクマネジメントに関するコンサルティング業務の経験を有し、2019年6月以降は当社社外監査役としてコーポレート・ガバナンスの一層の充実に貢献いただいております。当社取締役会における多様性の一層の充実の見地からも、同氏の経験や知見を取締役会において活かしていただくことが一層有用と考え、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士および税理士として財務および会計に精通していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。選任後は上記の役割を果たすことを期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者が当社の社外取締役または監査役に就任してからの年数について本総会終結の時をもって当社の社外取締役の在任期間が小林貞人、久世勝之の両氏は4年となり、石原美保氏は1年となります。また、石原美保氏は、当社の社外監査役としての在任期間が5年あります。
3. 取締役候補者の小林貞人、久世勝之、石原美保の3氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 小林貞人、久世勝之、石原美保の3氏との間で当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本契約に基づく損害賠償責任の限度額は、800万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、小林貞人、久世勝之、石原美保の3氏が再任された場合は、3氏との当該契約を継続する予定です。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することとしております。各候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

(ご参考) 取締役会の体制 (2025年6月24日以降の予定)

1. 取締役に期待する専門性および経験

氏名	在任年数	独立社外役員	他社経営経験	任意委員会	特に期待する分野								
					企業経営・経営戦略	営業・マーケティング	生産・技術・開発	人事・労務	財務・会計	法務	海外事業	ICT・DX	ESG・サステナビリティ
田中栄一	3年			○	●	●	●				●	●	●
隈元稔夫	7年				●			●	●	●			●
服部 格	6年				●	●	●				●		
崎永清一	新任						●	●				●	●
小林貞人	4年	○	○	○	●		●				●		
久世勝之	4年	○		○						●			●
石原美保	1年	○		○					●				●

2. 上記取締役に期待する専門性および経験に関する説明

田中栄一	経験の長い「営業・マーケティング」「海外事業」分野に加え、経営企画本部長兼工場管掌として担当した「ICT・DX」「ESG・サステナビリティ」「生産・技術・開発」の分野にも期待
隈元稔夫	経験の長い「人事・労務」分野に加え、管理本部長として「財務・会計」「法務」「ESG・サステナビリティ」の分野にも期待
服部 格	経験の長い「営業・マーケティング」分野に加え、マーケティングの視点を活かした「開発」「海外事業」の分野にも期待
崎永清一	経験の長い「生産・技術・開発」分野に加え、製造現場で取り組んだ「ICT・DX」「ESG・サステナビリティ」の分野にも期待
小林貞人	海外グループ会社の指導を含む「生産・技術」部門での豊富な経験をベースとする上場企業における経営者としての知見を活かした経営全般の助言に期待
久世勝之	企業法務に通じた弁護士としての知見を活用したコーポレート・ガバナンスへの貢献に期待
石原美保	相当の経験と知見を有する「財務・会計」に加え、リスクマネジメントに関するコンサルティング業務の経験に基づくコーポレート・ガバナンスへの助言にも期待

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。



やすはら とおる
安原 徹

(1960年1月27日生)

[略歴および重要な兼職の状況]

1983年4月	日本輸出入銀行（現 国際協力銀行）入行
1995年10月	公認会計士安原誠吾事務所（現 公認会計士安原事務所）入所（現任）
1999年4月	公認会計士登録
2003年7月	税理士登録
2014年7月	ひびき監査法人代表社員

補欠の社外監査役候補者とした理由

長年の公認会計士として培われた高い財務および会計の知識を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として財務および会計に関する相当程度の知見を有することから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

所有する当社の株式の数

0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 安原徹氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 安原徹氏は、社外監査役の要件を満たしております。
4. 安原徹氏が社外監査役に就任された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届ける予定であります。
5. 安原徹氏が社外監査役に就任された場合には、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。本契約に基づく損害賠償責任限度額は、800万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することとしております。安原徹氏が社外監査役に就任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

<株主提案（第4号議案から第11号議案まで）>

第4号議案から第11号議案までは、株主（2名）からのご提案によるものであります。

なお、以下の議題、提案の内容および提案の理由は、提案株主から通知されたものを議案毎に整理し、原文のまま記載しております。

提案の内容

以下の1、3、4、6及び8の議案（以下「定款変更議案」という。）については、本定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決又は否決により、定款変更議案として記載した当社定款の各章又は各条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、定款変更議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。下記の各株主提案の詳細な説明は、<https://stracap.jp/5451-YODOGAWA/>又は株式会社ストラテジックキャピタルのホームページ右上の特設サイトリンク<https://stracap.jp/>を参照されたい。なお、各株主提案において記載する会社数値は（単体）と記載がない限りは全て連結計算書類に基づいている。

（当社注）「以下の1、3、4、6及び8の議案」は、第4、6、7、9及び11号議案を指しております。

第4号議案 剰余金の配当等の決定機関に係る定款変更の件

1. 議案の要領

現行の定款の第35条及び36条を以下のとおり変更する。

現行定款

（剰余金の配当等の決定機関）

第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

（剰余金の配当の基準日）

第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

変更案（下線は変更部分を示す）

（剰余金の配当）

第35条 当社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第36条 削除

2. 提案の理由

本件は、期末配当の決定機関を株主総会とすることを企図した提案である。

当社は、配当を株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めるものとしているが、当社の株価は長期的に低迷しており、取締役会が株主価値の向上に資する経営を行っているとは言い難い。

当社の中期経営計画における株主還元方針は「年間配当金200円以上」「連結配当性向75%以上」だが、当社の自己資本比率は2024年12月末現在で、約72%と非常に高く、これ以上自己資本を増加させてもROEが低下するだけである。

当社のPBRは過去25年間、解散価値である1倍を安定して上回った期間が一度もないが、これはROEが株主資本コストに満たないことが主因である。

そのため、配当の決定機関を株主総会とすることでガバナンスを改善させると共に、ROE向上、株主資本コスト低下等、株主価値の向上に資する経営方針へ転換すべきである。

【第4号議案に対する取締役会の意見】

取締役会としては、**第4号議案に反対**いたします。

本株主提案は、剰余金の配当等について、株主総会の決議によって定めることができるよう定款の変更を求めるものであります。

当社は、各事業年度にかかる具体的な配当額等も含めた株主還元に関する方針について、当社を取り巻く経営環境や事業特性等を踏まえて当社の中長期的な経営方針に基づき、当社取締役会において決定することが合理的であると考えております。したがって、これらの事項は経営判断事項として、株主総会ではなく取締役会において機動的かつ柔軟に判断することが、当社の中長期的な企業価値の向上につながり、株主の皆様利益に資するものと考えており、当社定款第35条の規定により、剰余金の配当等の決定機関を取締役会としております。

当社は株主の皆様に対する利益還元を最重要課題の一つと認識し、その方策としては業績に応じた配当金のお支払いならびに自己株式の取得等を用いることとしております。業績に応じた配当金のお支払いは、安定的、継続的に実施することを基本方針とし、企業価値向上に向けた投資等に必要な資金需要、業績見通し、健全な財務体質維持等を勘案して実施することとしております。

上記基本方針を踏まえつつ、当社は、2024年4月25日公表の「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に記載のとおり、「淀川製鋼グループ中期経営計画(2025)」(以下、「現中期経営計画」といいます。)の期間中の株主還元方針としては、より配当による株主還元を重視し、普通株式1株あたりの年間配当金を200円以上を維持しつつ、連結配当性向を75%以上とする旨を定めております。2024年度は、2025年5月9日付け「2025年3月期 剰余金の配当に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、普通株式1株当たりの年間配当金として351円を予定しており、上記現中期経営計画期間中の株主還元方針を踏まえた大幅な増配を実施予定です。

今後も事業ポートフォリオの見直しによる利益の最大化と資本政策の見直しによる資本の最適化を同時に実現し、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

以上から、**当社取締役会は、本株主提案に反対**いたします。

第5号議案 剰余金を処分する件

1. 議案の要領

議案1が承認可決されることを条件として、以下の通り剰余金の期末配当を行う。

(1) 配当財産の種類 金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり、392円から、当社取締役会が決議した剰余金処分に係る議案（以下「会社側利益処分案」という。）に基づく普通株式1株当たり配当金額又は当社定款35条に基づいて第126期定時株主総会の開催日までに2025年3月期の剰余金の処分（中間配当及び処分の予定を含む。）として当社取締役会が決議した普通株式1株当たりの配当金額（以下これらの取締役会の決議に基づく配当金額を総称して「会社配当金額」という。）を控除した金額（以下「追加配当額」という。）を、会社配当金額に加えて、第126期定時株主総会の議決権の基準日（以下「割当日」という。）現在の当社普通株主に配当する。

2025年3月末における1株当たり純資産（発行済株式数から自己株式数を控除するほか、企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」に従い算定した数値をいう。）の金額（小数点以下切捨て。以下同じ。）に0.06を乗じた金額が392円と異なる場合は、冒頭の392円をDOE6%相当額に読み替える。

なお、配当総額は、当社の割当日現在の配当の対象となる株式数に追加配当額を乗じた額となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第126期定時株主総会の開催日の翌日

なお、当議案は、第126期定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

2. 提案の理由

本件は、自己資本の6%を配当金とすることを企図した提案である。

前号議案の提案理由で述べた通り、当社はこれ以上自己資本を積み上げる必要はなく、現行の株主還元方針では資本コストの低下、ROEの向上は見込めない。

そのため、株主還元方針を現在の「年間配当金200円以上」「連結配当性向75%以上」から「連結配当性向100%、DOE6%」へ変更していただきたい。

ROEが6%に満たない場合は、配当性向が100%を超えることとなるが、これにより徐々に自己資本を圧縮し資本効率の改善を図ると共に、安定した株主還元を行っていく方針を示すべきである。

（当社注）上記の「議案1」とは、第4号議案のことを指しております。

【第5号議案に対する取締役会の意見】

取締役会としては、**第5号議案に反対**いたします。

本株主提案は、「第4号議案 剰余金の配当金等の決定機関に係る定款変更の件」が承認可決されることを条件として、2024年度における配当金を連結配当性向100%以上、DOE 6%相当額とすることを求めるものであります。

当社は、現中期経営計画に掲げるとおり、「収益構造の更なる強靱化」「新しい分野への挑戦」「持続可能な経営基盤の構築」を基軸として、収益力のさらなる強化、中長期的なさらなる資本効率の改善に向けて取り組んでいます。これらを実現するためには、相応の成長投資が必要になることから、当社は、事業投資と株主還元を両立を目指すことを資本政策の基本的な方針としております。

具体的には、当社のビジネスは生産設備等に巨額の投資が必要となることから、現中期経営計画において、連結グループ全体の設備投資計画を定めております。また、早期のROE 8%以上の実現に向けて、現中期経営計画期間中について、普通株式1株あたりの年間配当金200円以上を維持しつつ、連結配当性向75%以上の株主還元を実施する旨の株主還元方針を定めております。現に、2024年度の普通株式1株当たりの年間配当金は、2025年5月9日付け「2025年3月期 剰余金の配当に関するお知らせ」において公表しておりますとおり、中間配当金（普通株式1株あたり100円）と期末配当金（普通株式1株あたり251円）の合計351円を予定しており、現中期経営計画において定めた株主還元方針を踏まえ、大幅な増配を予定しております。

このような設備投資、株主還元に加え、当社は、「既存事業の強化」と「新規事業の創出」のための成長投資等に要する手元資金も勘案のうえ、現中期経営計画期間中における財務戦略・資本政策を定めておりますが、2024年度における配当金を連結配当性向100%以上、DOE 6%相当額とすることを求める本株主提案は、事業ポートフォリオの見直しによる利益の最大化と資本政策の見直しによる資本の最適化を同時に実現するという当社の財務戦略・資本政策に反するものです。

当社といたしましては、現中期経営計画において定めた株主還元方針を着実に達成し、事業ポートフォリオの見直しによる利益の最大化を両立させることによってこそ、株主共同の利益の向上を最も適切に実現できるものと考えております。

以上から、**当社取締役会は、本株主提案に反対**いたします。

第6号議案 事業ポートフォリオ計画の策定及び開示に係る定款変更の件

1. 議案の要領

現行の定款に以下の条文を新設する。

第7章 事業ポートフォリオ計画

(事業ポートフォリオ計画)

第37条 当社は、当社および当社の国内外の関係会社が各国（日本・台湾・中国・タイを含むがこれに限られない。）で営む各事業（鋼板関連事業、ロール事業、グレーチング事業、不動産事業を含むがこれに限られない。）の資本コスト・資本効率を踏まえ、事業ポートフォリオ計画を策定する。

2. 前項の計画において、資本効率が資本コストを下回る事業については、撤退を含めた対応方針を策定する。

3. 当社は、事業年度毎に、第1項及び第2項の進捗状況を統合報告書等において開示する。

2. 提案の理由

当社は、日本及び台湾における鋼板関連事業以外の利益貢献が極めて低い。ロール事業、グレーチング事業、及び中国・タイにおける鋼板関連事業は、赤字もしくは利益がゼロに近い状態が継続している。不動産事業は資本効率を上回るリターンが理論的に不可能である。

当社は、2024年4月25日に公表した中期経営計画の改定において、事業ポートフォリオ改革（不採算事業の見極め、グループ再編等）を掲げたが、それから約1年が経過した現在でも一切の進展が見られない。

前代表取締役社長の二田氏は、不採算事業の代表格である中国子会社の責任者を務めていたこともあり、現経営陣は過去の遺産を整理することを躊躇している可能性がある。

そこで、資本効率、資本コストの観点から当社の事業ポートフォリオ計画を策定のうえ、不採算事業については撤退を含めた対応を加速すべきである。また、それを開示し、資本コストの低下を図るべきである。

【第6号議案に対する取締役会の意見】

取締役会としては、**第6号議案に反対**いたします。

本株主提案は、当社グループが営む各事業について資本コスト・資本効率を踏まえた事業ポートフォリオ計画を策定すること、資本効率が資本コストを下回る事業については撤退を含めた対応方針を同計画において策定すること及び同計画の進捗状況を各事業年度の統合報告書等において開示することの3点につき、それぞれ定款に定めるよう提案するものです。

当社は、現中期経営計画において掲げるように、当社グループ内における事業ポートフォリオの見直しが重要な経営課題の1つであると認識しておりますが、かかる見直しに関する具体的な計画の策定及びその開示については、当社グループが置かれた経営環境等を踏まえてその都度決定すべき経営判断事項と考えており、機動的かつ柔軟に判断することが、当社の中長期的な企業価値の向上につながり、株主の皆様の利益に資するものと考えております。

したがって、本株主提案のように、事業ポートフォリオの見直しにかかる計画の策定やその進捗状況等を各事業年度ごとに一律に開示する旨の義務付けを会社の根本規範である定款において定めることは適切ではないと考えております。

以上から、**当社取締役会は、本株主提案に反対**いたします。

第7号議案 株主優待制度に係る定款変更の件

1. 議案の要領

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第8章 株主優待制度の導入等

(株主優待制度の導入等)

第38条 当社は、株主優待制度の導入、継続、変更および廃止については、株主総会の決議によらなければならない。

2. 提案の理由

本件は、株主優待制度の廃止を企図した提案である。

当社は予めより株主優待制度を導入しており、2025年2月27日に公表された株主優待制度では、カタログギフト及びヨドコウ迎賓館株主様入館券を対象株主に配布している。

しかし、大株主にとっては、保有株数が増えても一律の便益しか得られず、不平等な制度である。また、機関投資家は株主優待券の受領を拒否する場合もあり、その場合は全くメリットがない。

仮に、自社の商品やサービスなどを提供する株主優待制度であれば、商品やサービスの認知度が向上することで、間接的に業績が拡大し、株主価値の向上に寄与する可能性が考えられるが、当社の株主優待制度は本業とは全く関係のない内容であり、そのような効果も見込めない。

そのため、当社の株主優待制度により株主が平等に利益を得ているとは言い難く、株主優待制度の導入、継続、変更及び廃止は株主総会の決議事項としていただきたい。

【第7号議案に対する取締役会の意見】

取締役会としては、**第7号議案に反対**いたします。

本株主提案は、株主優待制度の導入、継続、変更及び廃止について、株主総会の決議によって定めるよう定款の変更を求めるものであります。

当社は、株主優待制度を契機として、会社を認知し、事業内容を把握し、株主となる誘因、動機づけを促進することを目的としており、株主優待制度に関しては、IR政策に関する事項として投資家に対するその他の取り組みと合わせて総合的に判断すべき経営判断事項と考えており、機動的かつ柔軟に判断することが、当社の中長期的な企業価値の向上につながり、株主の皆様の利益に資するものと考えております。

このため、株主優待制度の導入、継続、変更及び廃止については、株主総会決議ではなく取締役会決議により決定することが望ましいと考えております。

また、本株主提案のような個別具体的な業務執行の内容は、取締役会の決定に委ねることが適切であり、会社の根本規範を定める定款に記載することは適切ではないと考えております。

以上から、**当社取締役会は、本株主提案に反対**いたします。

第8号議案 株主優待制度の廃止の件

1. 議案の要領

議案4が承認可決されることを条件として、2025年2月27日に公表された2025年3月期の株主優待制度を廃止する。

2. 提案の理由

前号議案の提案内容で述べた通り、当社の株主優待制度は、株主にとって不平等な制度であり、自社の商品やサービスの認知度向上を通じた株主価値の拡大も見込めない。

当社は、ウェブサイトで株主優待制度の目的を「株主の皆様の日頃からのご支援に感謝するとともに、当社株式への投資の魅力を高め、株主の皆様に中長期にわたって当社株式を継続して保有いただくことを主な目的とします」としているが、株主にとってのリターンは、株価と配当だけであり、それらを通じ株式の魅力を高めるべきである。

そのため、株主優待制度は廃止し、株価、配当を通じ株主価値を高める方針へ転換していただきたい。

(当社注) 上記の「議案4」とは、第7号議案のことを指しております。

【第8号議案に対する取締役会の意見】

取締役会としては、**第8号議案に反対**いたします。

本株主提案は、「第7号議案 株主優待制度に係る定款変更の件」が承認可決されることを条件として、当社株主優待制度を廃止することを求めるものであります。

当社株主優待制度は、株主の皆様の日頃からのご支援に感謝するとともに、当社株式への投資の魅力を高め、株主の皆様に中長期にわたって当社株式を継続して保有いただくことを企図しております。

当社は、「第7号議案 株主優待制度に係る定款変更の件」の反対の理由でも記載のとおり、株主優待制度を契機として、会社を認知し、事業内容を把握し、株主となる誘因、動機づけを促進することを目的としており、当社株主優待制度が、個人投資家の新規の取り込みや中長期の保有に繋がっており、株価の安定等に寄与するものと考えております。

以上から、**当社取締役会は、本株主提案に反対**いたします。

第9号議案 自己株式の消却に係る定款変更の件

1. 議案の要領

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第9章 自己株式の消却

(自己株式の消却)

第39条 当社は、株主総会の決議をもって、自己株式の消却（消却する自己株式の種類及び種類ごとの数の決定を含む。）を行うことができる。

2. 提案の理由

当社は2024年12月末現在、発行済株式総数の約9.2%の自己株式を保有している。

一般的に、M&A取引等の際にその対価として使用することを想定して自己株式を保有する場合はあるが、当社は政策保有株式や賃貸等不動産をはじめ、過剰な資産を保有しており、仮に良いM&Aの機会があった場合でも、保有資産の売却等により資金を充当すべきである。

一方、当社が自己株式を大量に保有し続けているこの状況は、株主にとっては、いつでも当社株式の希薄化が行われ得るということを意味している。

当社は、2024年4月25日に公表した中期経営計画の改定において、自己株式を発行済株式の10%未満とする方針を策定し、自己株式の一部を消却した。

しかしながら、この10%未満という基準は、特に意味のないものであると、当社自身が認めている。中途半端なことをせず、速やかに全ての自己株式を消却いただきたい。

【第9号議案に対する取締役会の意見】

取締役会としては、**第9号議案に反対**いたします。

本株主提案は、自己株式の消却について、株主総会の決議によって定めるよう定款の変更を求めるものであります。

当社は、自己株式の保有・消却について、経営戦略等との整合性を踏まえつつ、将来的な資金調達、M&A、株式報酬への活用等の機動的な資本政策への活用等を含め経営判断事項と考えており、機動的かつ柔軟に判断することが、当社の中長期的な企業価値の向上につながり、株主の皆様の利益に資するものと考えております。

本株主提案は、そのような会社の選択の幅や機動性を制限するものであり、株主の皆様の利益に寄与しないケースも生じ得ることから、自己株式の消却につきましては、会社法の定めのとおり、株主総会ではなく、取締役会で決議することが適切であると考えております。

また、本株主提案のような個別具体的な業務執行の内容は、取締役会の決定に委ねることが適切であり、会社の根本規範を定める定款に記載することは適切ではないと考えております。

以上から、**当社取締役会は、本株主提案に反対**いたします。

第10号議案 自己株式の消却の件

1. 議案の要領

議案6が承認可決されることを条件として、当社が保有する全ての自己株式を消却する。

2. 提案の理由

自己株式消却は当社の株主価値の向上に資するものであるため、議案6の提案に係る定款変更が可決された場合に、当社の保有するすべての自己株式を消却することを提案するものである。

(当社注) 上記の「議案6」とは、第9号議案のことを指しております。

【第10号議案に対する取締役会の意見】

取締役会としては、**第10号議案に反対**いたします。

本株主提案は、「第9号議案 自己株式の消却に係る定款変更の件」が承認可決されることを条件として、当社の自己株式の全てを消却することを求めるものです。

当社は、2024年4月25日付けの「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」において公表しているとおり、自己株式の過剰な保有とならないよう、自己株式の保有上限基準を発行済株式総数の10%未満を目途とする方針であり、2024年5月31日に自己株式300万株の消却（消却前の発行済株式総数に対する割合8.16%）を実施しております。その結果として、2025年3月31日時点の自己株式の発行済株式総数に対する割合は9.17%となっております。

他方、当社は、将来的な資金調達、M&A、株式報酬への活用等の可能性を考慮し、会社の選択肢の幅や機動性の確保の観点から、必要な範囲で自己株式を所有していく方針であるため、現時点で全ての自己株式を消却することは適切ではないと考えております。

以上から、**当社取締役会は、本株主提案に反対**いたします。

第11号議案 相談役・顧問等の廃止に係る定款変更の件

1. 議案の要領

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第10章 相談役・顧問等

(相談役・顧問等)

第40条 当社は、当社の取締役を退任した者が、当社または当社の連結子会社の相談役・顧問等の名称を用いた役職者に就任し、当社または当社の連結子会社と一定の関係を保持し続けることを認めない。

2. 提案の理由

当社は2025年2月27日付で、二田氏が本定時株主総会の日をもって取締役を退任し、相談役に就任予定である旨を発表した。

しかし、経済産業省の「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（2022年7月19日）」においても、「会社経営についての責任を有さない相談役・顧問による現役の経営陣への不当な影響力の行使が生じているのではないか」との懸念が指摘されており、相談役・顧問等はコーポレートガバナンス上、望ましい制度ではない。

当社の株価を低迷させた二田氏から企業価値が向上する意見を得ることは期待できず、それどころか相談役として残ることで、新体制が過去の判断に反する経営改革を躊躇する要因となり得る。

そもそも、当社の定款には相談役・顧問等に関する規定がないため、当社の取締役経験者が相談役・顧問等として当社及び当社の子会社・関連会社の役職員となることを禁じる旨、定款に明記すべきである。

【第11号議案に対する取締役会の意見】

取締役会としては、**第11号議案に反対**いたします。

本株主提案は、当社の取締役を退任した者が、当社または当社の連結子会社の相談役・顧問等の名称を用いた役職者に就任することで一定の関係を保持し続けることを禁止するよう定款の変更を求めるものです。

当社は、過去に当社の代表取締役等を務めて当社グループの事業経営に精通する者に対し、相談役又は顧問（以下、「相談役等」といいます。）の役職を委嘱する場合があります。相談役等は、当社グループの事業経営について、これまでの経験・知見等を活かした助言を行うことにより、グループ内における意思決定の迅速化等に寄与することから、有用な役職であると考えております。

なお、相談役等からアドバイスがなされた場合にも、当社では、独立性のある社外取締役が参加する取締役会において、業務執行の状況について適切に監視監督を行っていくため、当社グループの経営に不当な影響力が及ぶことはないものと考えております。

以上から、**当社取締役会は、本株主提案に反対**いたします。

以上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における日本経済は、年度を通じて緩やかな回復基調にありましたが、物価高の影響が続き実質賃金が上昇せず個人消費は伸び悩むなど、力強さを欠く状況が続きました。

世界経済におきましては、米国では引き続き景気の底堅さは維持しておりますが、年度末にかけて新政権による通商政策の変更などから不確実性は高まっております。中国では不動産不況の長期化などにより景気は足踏み状態が続いているものの、政府による景気刺激策の効果などから一部に改善の動きが見られました。欧州ではインフレ圧力の低下から利下げによる景気回復が図られておりますが、政情不安やエネルギー価格の高騰などが景気回復の重石となりました。

鉄鋼業においては、日本国内では、住宅着工や機械受注について資材価格の高騰や人的資源不足などから弱含む状況が続いており、自動車生産についても減速傾向となっていることなどから、鉄鋼受注・生産ともに低迷が続きました。

海外鉄鋼市場では、中国で長引く不動産不況の影響から内需が停滞する一方で粗鋼生産量は高止まりをしており市況は弱含む展開となりました。加えて中国の過剰な輸出や米国新政権の通商政策の変更などから世界的な通商摩擦への懸念・警戒感も高まっております。

このような環境のなか当社グループは、お客様への製品の安定供給とニーズにあった製品の販売・開発につとめるとともに、再生産可能な製品販売価格についてお客様のご理解を得られるよう丁寧な説明につとめました。

当連結会計年度の経営成績は、売上高2,084億60百万円（前年同期比45億3百万円増）、営業利益138億89百万円（同18億71百万円増）、経常利益215億51百万円（同63億48百万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益134億99百万円（同90億43百万円増）となりました。

当連結会計年度末の総資産は、売掛債権の減少、棚卸資産の増加、投資有価証券の売却や評価差額の縮小に伴う減少の差引により前連結会計年度末より16億6百万円減少し2,642億56百万円となりました。負債は、製品補償引当金が減少したことや繰延税金負債が減少したことなどから前連結会計年度末より28億95百万円減少し491億36百万円となりました。純資産は、利益剰余金、為替換算調整勘定等の増加およびその他有価証券評価差額金の減少などの差引により前連結会計年度末より12億88百万円増加し2,151億20百万円となりました。

販売面では、日本国内では再生産可能な製品販売価格の実現に取り組みましたが、国内鉄鋼需要の低迷や鉄鋼市況の軟化の影響もあり減収となりました。海外では、台湾の子会社である盛餘股份有限公司（以下、SYSCO社という。）は、台湾国内での販売量が増加したことなどから増収となりました。中国の子会社である淀川盛餘(合肥)高科技鋼板有限公司（以下、YSS社という。）は、長引く不動産不況の影響などから減収となりました。またタイの子会社であるPCM PROCESSING (THAILAND) LTD.（以下、PPT社という。）は、市況の軟化による販売価格の低下などから減収となりました。結果、連結売上高は増収となりました。

損益面では、営業利益は、日本国内においては、主に当社の鋼板商品において塗装鋼板をはじめとする高付加価値商品の販売に注力したことなどから増益となりました。

海外においては、SYSCO社は台湾国内向けの販売量は増加したものの販売価格が下落したことなどから減益となりました。YSS社は長引く不動産不況の影響などから営業利益の改善は小幅にとどまりました。PPT社は、販売価格は低下したものの調達コストの削減などから増益となりました。結果、連結営業利益は増益となりました。

経常利益は、営業外収益における投資有価証券売却益の計上が前期に比べ増加したことなどから、経常利益の増益幅は営業利益と比べ増加しております。

親会社株主に帰属する当期純利益は、前期において製品補償引当金繰入額を計上したことから連結当期純利益および親会社株主に帰属する当期純利益の増益幅は経常利益と比べ増加しております。

次に各事業内容の概況についてご説明いたします。

①鋼板関連事業

売上高は1,984億61百万円、営業利益は139億54百万円であります。

<鋼板業務>

日本国内では、めっき鋼板においては販売量が減少しましたが塗装鋼板においては販売量が増加したこと等から、減収ながら増益となりました。

海外では、台湾のSYSCO社は、販売量は増加したものの主に台湾国内向けの販売価格が下落したことなどから増収・減益となりました。中国のYSS社は、長引く不動産市場の低迷などの影響から回復の勢いは鈍く業績の改善は小幅に留まりました。タイのPPT社は、引き続き堅調に推移しておりますが前年同期比では減収・増益となりました。

<建材業務>

建材業務では、エクステリア商品、外装建材商品ともに販売量がやや減少し、全体としては減収となりました。

以上から、鋼板関連事業としては増収・増益となりました。

②ロール事業

売上高は28億66百万円、営業利益は43百万円であります。

日本国内向け・輸出向け共に販売量が減少したことから、減収・減益となりました。

③グレーチング事業

売上高は32億96百万円、営業利益は1億円であります。

販売価格は改善したものの、販売数量が減少したことから減収・減益となりました。

④不動産事業

売上高は13億91百万円、営業利益は8億32百万円であります。

売上・損益ともにほぼ前期並みに推移しました。

⑤その他事業

売上高は24億45百万円、営業利益は5億43百万円であります。

倉庫運送事業などの売上が回復していることなどから増収・増益となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施しました企業集団の設備投資の総額は57億45百万円で、その主なものは次のとおりであります。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

- ・ 当社呉工場 …… 5号めっきラインPMポット改造
- ・ 当社市川工場 …… 4号めっきライン電気品更新
- ・ 京葉鐵鋼埠頭株式会社 …… 屋外クレーン更新

②当連結会計年度において継続中の主要設備

- ・ 当社市川工場 …… 酸洗ライン溶接機更新
- ・ 当社市川工場 …… 圧延機主機ドライブ更新
- ・ 盛餘股份有限公司(SYSCO社) …… 屏南工場 太陽光発電設備

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額152億50百万円の貸出コミットメント契約を締結しております。

(4) 対処すべき課題

①今後の見通し

世界経済は、米国新政権の関税措置により混沌としており、また引き続きウクライナ情勢およびパレスチナ情勢の長期化の影響や中国での長引く不動産不況などへの懸念もあることから極めて不安定な状況が続くものと想定されます。

日本経済においても、引き続き緩やかな回復基調が続くことが想定されておりますが、株式市場をはじめ前述の世界的なリスク要因からの影響を今後も強く受けることが想定され、予断を許さない状況です。

鉄鋼市場においては、海外では、米国新政権の関税措置およびそれに対抗する各国の通商政策の影響は計り知れず、日本国内市場においてもその影響を強く受けることが想定されます。

当社グループにとっても、米国新政権の関税措置の影響は、直接的には米国との取引量が大きくないため限定的と考えられますが、当社グループの取り扱う製品および原料等の需給バランス等に多大な影響を与えると考えられるため、間接的な影響は受けることが想定されます。

②中期経営計画について

当社グループは、2023年度から2025年度までの3か年にわたる『淀川製鋼グループ中期経営計画2025』（以下、「中期経営計画2025」といいます。）を策定しております。

中期経営計画2025において基本戦略としております「収益構造の更なる強靱化」「新しい分野への挑戦」「持続可能な経営基盤の構築」に沿った取り組みを進め、長期ビジョンの達成に向けた確立期間としての施策の展開を進めてまいります。

なお、2024年4月25日に公表いたしました「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応方針の策定ならびに中期経営計画の改定に関するお知らせ」に記載のとおり、中期経営計画2025の一部見直しを行っております。

中期経営計画2025の詳細につきましては当社ウェブサイトに掲載しておりますので、こちらをご覧ください。

『淀川製鋼グループ中期経営計画2025』

< <https://www.yodoko.co.jp/ir/management/managementplan/> >

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第123期 (2022年3月期)	第124期 (2023年3月期)	第125期 (2024年3月期)	第126期 (2025年3月期) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	201,655	220,314	203,957	208,460
経常利益 (百万円)	17,916	17,686	15,202	21,551
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	9,789	10,593	4,456	13,499
1株当たり当期純利益 (円)	339.77	367.13	154.29	467.03
純資産 (百万円)	191,937	201,906	213,832	215,120

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
高田鋼材工業株式会社	295 百万円	100.0 %	鋼板の加工および販売、倉庫業
盛餘股份有限公司 (SYSCO社)	3,211 百万 台湾ドル	63.5	鉄鋼製品の製造および販売
淀鋼商事株式会社	370 百万円	100.0 (35.6)	鉄鋼卸業、運送業
京葉鐵鋼埠頭株式会社	300 百万円	61.0	倉庫業
ヨドコウ興発株式会社	100 百万円	100.0	ゴルフ場などの経営および不動産賃貸
淀川盛餘(合肥)高科技鋼板 有限公司(YSS社)	220 百万 USドル	100.0 (20.9)	鉄鋼製品の製造および販売
PCM PROCESSING (THAILAND) LTD. (PPT社)	1,377 百万 タイバーツ	77.2	カラー鋼板の製造、加工および販売
福井ヨドコウ株式会社	100 百万円	100.0	エクステリア商品等の製造加工

(注) 当社の議決権比率欄の()内は、当社の子会社の保有分を内数で示しております。

(7) 主要な事業内容

事業	事業内容
鋼板関連事業	冷延鋼板、表面処理鋼板などの鋼板製品の製造・販売、金属屋根壁材、エクステリア商品などの建材製品の製造・販売
ロール事業	鉄鋼用ロール、非鉄用ロールなどのロール製品の製造・販売
グレーチング事業	グレーチング製品の製造・販売
不動産事業	土地建物の賃貸あるいは販売
その他事業	倉庫業、運送業、スポーツ施設の経営、売電(太陽光発電)など

(8) 主要な営業所および工場

会社名	所在地				
株式会社淀川製鋼所	本社	大阪府大阪市中央区南本町四丁目1番1号			
	支社	東京都中央区新富一丁目3番7号			
	営業所	名称	所在地	名称	所在地
		札幌	北海道札幌市	大阪	大阪府大阪市
		仙台	宮城県仙台市	広島	広島県広島市
		盛岡	岩手県盛岡市	高松	香川県高松市
		東京	東京都中央区	高知	高知県高知市
		高崎	群馬県高崎市	福岡	福岡県福岡市
		北陸	富山県富山市	鹿児島	鹿児島県鹿児島市
		名古屋	愛知県名古屋市	沖縄	沖縄県那覇市
	工場・事業所	名称	所在地	名称	所在地
		大阪	大阪府大阪市	泉大津	大阪府泉大津市
		呉	広島県呉市	姫路	兵庫県姫路市
		市川	千葉県市川市		
高田鋼材工業株式会社	本社	大阪府大阪市大正区鶴町五丁目3番50号			
盛餘股份有限公司(SYSCO社)	本社	中華民国 高雄市(台湾)			
淀鋼商事株式会社	本社	大阪府大阪市中央区南本町四丁目1番1号			
京葉鐵鋼埠頭株式会社	本社	千葉県市川市高谷新町5番地			
ヨドコウ興発株式会社	本社	大阪府大阪市中央区南本町四丁目1番8号			
淀川盛餘(合肥)高科技鋼板有限公司(YSS社)	本社	中華人民共和国 安徽省合肥市			
PCM PROCESSING(THAILAND)LTD.(PPT社)	本社	タイ王国 チョンブリー県			
福井ヨドコウ株式会社	本社	福井県坂井市三国町新保第97号30番地			

(9) 使用人の状況

①企業集団の使用人の状況

事業セグメント	使用人数	前連結会計年度末比増減
鋼板関連事業	1,903 ^名	13名 減少
ロール事業	150	1名 減少
グレージング事業	52	2名 減少
不動産事業	4	変動なし
その他事業	183	5名 減少
全社（共通）	97	5名 増加
合計	2,389	16名 減少

(注) 1. 上記の使用人数は連結ベースの就業人員数であり、執行役員・嘱託・雇員は含んでおりません。

2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、当社（親会社）の管理部門に係るものであります。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,216 ^名	1名減少	42.2歳	20.6年

(注) 使用人数には執行役員・嘱託・雇員・出向者は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況

特記すべき事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 143,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 29,208,516株 (自己株式2,628,714株を除く。)
 (3) 株主数 20,988名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,311千株	7.91%
INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP	1,251	4.28
INTERTRUST TRUSTEES CAYMAN LIMITED AS TRUSTEE OF JAPAN-UP UNIT TRUST	1,070	3.66
株式会社りそな銀行	1,068	3.65
株式会社みずほ銀行	1,062	3.63
ヨドコウ取引先持株会	1,059	3.62
株式会社扇商會	850	2.91
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	639	2.19
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	631	2.16
阪和興業株式会社	628	2.15

- (注) 1. 当社は、自己株式2,628,714株を保有しておりますが、上記大株主には含めておりません。
 2. 持株比率は、自己株式 (2,628,714株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的に、取締役 (社外取締役を除く) を対象とした「譲渡制限付株式報酬」を導入しております。

区分	株式の種類及び株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	当社普通株式 5,200株	4名

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年4月25日開催の取締役会の決議に基づき、2024年5月31日付で3,000,000株の自己株式を消却いたしました。

3 会社役員に関する事項 (2025年3月31日現在)

(1) 取締役および監査役に関する事項

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
二田 哲	取締役社長 (代表取締役)	
隈元 稔夫	取締役	管理本部長(兼)法務部長、東京支社長、国内関係会社担当
服部 格	取締役	営業本部長(兼)建材開発室管掌
田中 栄一	取締役	経営企画本部長(兼)工場管掌、鋼板開発室管掌、淀川盛餘(合肥)高科技鋼板有限公司董事長、海外関係会社担当
小林 貞人	取締役	
久世 勝之	取締役	弁護士
石原 美保	取締役	公認会計士・税理士、日亜鋼業株式会社社外取締役、株式会社瑞光社外取締役監査等委員
林 賢治	監査役(常勤)	
篠原 裕明	監査役(常勤)	
渡邊 りつ子	監査役	弁護士、南海化学株式会社社外取締役監査等委員
俣野 朋子	監査役	公認会計士・税理士

- (注) 1. 取締役小林貞人氏、久世勝之氏および石原美保氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役渡邊りつ子氏および俣野朋子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役俣野朋子氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務、会計および税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 取締役小林貞人氏、久世勝之氏および石原美保氏、監査役渡邊りつ子氏および俣野朋子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
 5. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は、次のとおりであります。
 ・就任 2024年6月25日開催の第125期定時株主総会において、新たに石原美保氏が取締役に、林賢治氏、篠原裕明氏および俣野朋子氏が監査役にそれぞれ就任しました。
 ・退任 2024年6月25日開催の第125期定時株主総会終結の時をもって、湯浅光章氏は取締役に、森岡司郎氏、葛生信介氏および石原美保氏は監査役に、それぞれ退任しました。
 6. 2025年4月1日付の取締役の地位の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前の地位	異動後の地位	異動年月日
田中 栄一	取締役	取締役社長 (代表取締役)	2025年4月1日
二田 哲	取締役社長 (代表取締役)	取締役	2025年4月1日

7. 取締役二田哲氏は、2024年6月17日開催の京葉鉄鋼埠頭株式会社第56期定時株主総会の終結の時をもって同社の代表取締役社長を退任しました。
 8. 取締役田中栄一氏は、2025年3月21日開催の淀川盛餘(合肥)高科技鋼板有限公司2025年株主会の決議をもって2025年4月1日付で同社の董事長を退任しました。
 9. 取締役隈元稔夫氏は、2025年4月1日付で管理本部長(兼)法務部長、東京支社長、国内関係会社担当から管理本部長(兼)法務部長、国内関係会社担当となりました。

(ご参考) 当社では、執行役員制度を導入しています。2025年4月1日における執行役員は次のとおりであります。

氏名	地位	担当
隈元稔夫	取締役専務執行役員	管理本部長(兼)法務部長、国内関係会社担当
服部格	取締役専務執行役員	営業本部長(兼)建材開発室管掌
崎永清一	上席執行役員	鋼板開発室長(兼)工場統括、東京支社長
北村宗一	上席執行役員	京葉鐵鋼埠頭株式会社 代表取締役社長
神崎昌平	上席執行役員	営業本部副本部長(兼)ロール部長、営業一部担当
梅原彰二	執行役員	グレーチング事業部長
平田敦	執行役員	大阪工場副工場長、ロール部門担当
鳥山弘	執行役員	福井ヨドコウ株式会社 代表取締役社長(兼)大阪工場副工場長
宮坂善和	執行役員	大阪工場長(兼)総務部長、製造部長
中谷篤史	執行役員	経営企画本部長(兼)淀川盛餘(合肥)高科技鋼板有限公司董事長、淀川建材(杭州)有限公司執行董事、海外関係会社担当
西國和美	執行役員	営業本部副本部長 営業二部担当
野村光弘	執行役員	淀鋼商事株式会社 代表取締役社長

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することとしております。

ただし法令違反のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

被保険者の保険料については、取締役会決議に基づき全額会社負担としております。

当該保険契約の被保険者は取締役、監査役、執行役員、その他会社法上の重要な使用人であります。

(3) 取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a. 決定方針の決定方法

当社は、2019年6月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る各報酬規程を、社外取締役の関与・助言を得た上で取締役会決議をもって制定し、方針として決定していましたが、2021年4月23日開催の取締役会において、非金銭報酬について、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬から譲渡制限付株式報酬に変更する旨を当該方針の一部改定として決議しております。

当該各報酬規程に個人別の報酬等の額の算定方法が具体的に定められており、規程に従って報酬額を算出・決定していることから、取締役個人別の報酬等の額は方針に沿うものであると取締役会は判断しております。

また、当社は2021年12月24日開催の取締役会決議により、任意の「指名・報酬委員会」を設置しました。取締役の個人別の報酬額等の内容については、2022年度以降、取締役会から「指名・報酬委員会」への諮問・答申を経て、取締役会決議をもって決定しております。

b. 決定方針の内容の概要

取締役、監査役ならびに執行役員の報酬は、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブとして、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬の割合を適切に設定して決定しております。

<取締役の報酬>

・金銭報酬

取締役会決議をもって定めた「取締役・執行役員報酬規程」において、固定報酬額、従業員賞与回答額に連動する賞与係数、配当額に連動する賞与係数をそれぞれ役位に応じて定め、個人別の金銭報酬の総額（年額）の算定方法を定めております。

支給方法としては、この総額（年額）を12か月で均等按分した額を月額報酬として支給しております。

・非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬、社外取締役を除く。）

取締役会決議をもって定めた「譲渡制限付株式報酬規程」において、付与基礎額を役位に応じて定め、個人別の付与株式数の算定方法を定めております。

なお、役員の区分ごとの報酬種類別の総額、員数については「⑤取締役および監査役の報酬等の総額等」に記載のとおりです。

<取締役の報酬等の種類別の割合（社外取締役を除く。）>

上記の「取締役・執行役員報酬規程」および「譲渡制限付株式報酬規程」に定められた算定方法に基づく、社内取締役に対する報酬等の種類別の割合としては、概ね以下の範囲の割合となるよう設定しております。

金銭報酬（固定報酬部分） 約50～70%：金銭報酬（業績連動部分） 約15～30%：非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬） 約15～20%

② 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役会からの独立性をもって取締役の職務執行の監督、監査を行うという職責に鑑み、監査役の報酬は

- ・職務内容等に応じた報酬とする。
- ・業績への連動性を確保するため、報酬の一定割合部分を配当金および従業員賞与の変動率に併せて変動させる。

とし、株主総会において承認された報酬枠の範囲内で、監査役の協議により年額報酬を決定し、それを12か月で均等按分した額を月額報酬として支給しております。

③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2004年6月29日開催の第105期定時株主総会において、年額2億4,000万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。また別枠で、2021年6月22日開催の第122期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額3,500万円以内、当該金銭報酬債権の全部を現物出資して割り当てを受ける当社普通株式である譲渡制限付株式報酬の総数を年15,000株を上限とする旨、決議いただいております。当該定時株主総会終結時点において支給対象となる取締役（社外取締役を除く。）の員数は3名です。

監査役の報酬限度額は、2022年6月21日開催の第123期定時株主総会において年額6,000万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は2名）です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

各取締役の業績を報酬額に反映することを目的とし、「取締役・執行役員報酬規程」において規程の定めに従い算出した個別の報酬額のプラスマイナス20%を超えない範囲で、取締役会決議に基づく代表取締役社長への再一任により代表取締役社長が考課査定可能としております。代表取締役社長に委任する理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

⑤ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	228 (26)	140 (22)	58 (4)	28 (一)	8 (4)
監査役 (うち社外監査役)	48 (17)	38 (14)	10 (3)	—	7 (3)
計 (うち社外役員)	276 (43)	178 (36)	68 (7)	28 (一)	15 (7)

(注) 1. 上表には、2024年6月25日開催の第125回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役1名）及び監査役3名（うち社外監査役1名）を含んでおります。

2. 業績連動報酬等に関する事項

- ・業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標については、業績および従業員賞与水準ならびに株主還元への連動を図るため、個別営業利益に連動する従業員賞与回答額ならびに前事業年度の配当額を採用しております。なお、当事業年度を含む業績指標は、下記に記載のとおりです。
- ・業績指標に関する実績

区 分	第123期 (2022年3月期)	第124期 (2023年3月期)	第125期 (2024年3月期)	第126期 (2025年3月期) (当事業年度)
個 業 利 別 (百万円)	7,946	11,036	9,169	10,804
1 株 当 たり (円)	102	111	200	351

- ・業績連動報酬等の額の算定方法については、報酬規程に基づき、従業員賞与連動部分は一般社員賞与回答額に役位別係数を乗じて算出し、配当連動部分は配当額に役位別配当基準賞与額を乗じて算出しております。その具体的な支給にあたっては固定報酬との合計額を金銭報酬の総額(年額)とし、この総額(年額)を12か月で均等按分した額を月額報酬として支給しております。

3. 非金銭報酬等として取締役（社外取締役を除く。）および執行役員に対し、業績向上に対するインセンティブとして譲渡制限付株式報酬を役員に応じた報酬として付与しております。当該譲渡制限付株式報酬の内容およびその付与状況は「2 会社の株式に関する事項(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

特記すべき事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	小林 貞人	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、主に経験豊かな経営者としての観点から特に設備投資および事業運営の方針に係る提言を行ったほか、全ての議案において積極的な発言を行っております。また指名・報酬委員会において取締役の人事・報酬に係る審議事項に関し積極的な発言を行いました。
取 締 役	久世 勝之	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から特に内部統制および任意の指名・報酬委員会の運営方針等について提言を行ったほか、全ての議案において積極的な発言を行っております。また指名・報酬委員会において取締役の人事・報酬に係る審議事項に関し積極的な発言を行いました。
取 締 役	石原 美保	当事業年度において、2024年6月25日に監査役を退任するまでに開催された監査役会4回の全てに出席いたしました。また、2024年6月25日に取締役に就任以降、当該事業年度に開催された取締役会11回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。また指名・報酬委員会において取締役の人事・報酬に係る審議事項に関し積極的な発言を行いました。
監 査 役	渡邊りつ子	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、監査役会16回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。また指名・報酬委員会において取締役の人事・報酬に係る審議事項に関し積極的な発言を行いました。
監 査 役	俣野 朋子	2024年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回の全てに出席し、監査役会12回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。また指名・報酬委員会において取締役の人事・報酬に係る審議事項に関し積極的な発言を行いました。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議(2回)がありました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役小林貞人氏、取締役久世勝之氏、取締役石原美保氏、監査役渡邊りつ子氏、監査役俣野朋子氏の5名は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は800万円と会社法第425条第1項で定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	65百万円
②当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	65百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

2. 当社の子会社盛餘股份有限公司、淀川盛餘(合肥)高科技鋼板有限公司およびPCM PROCESSING (THAILAND) LTD. は、当社の会計監査人以外の監査法人(外国における当該資格に相当する資格を有するもの)の監査を受けております。

3. 当社監査役会は、過年度の監査計画と実績の状況ならびに当該事業年度の監査計画の内容、監査体制、監査時間等の報酬見積りの算出根拠を確認した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の独立性および信頼性等を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 上記以外で記載すべき事項

上記のほか、当社会計監査人に関して、会社法施行規則第126条に基づき記載すべき事項はありません。

5 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念や当社の企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。

一方、上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様に基づき決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う当社株式の買収行為や買収提案に応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、買収行為や買収提案の中には、長期的な経営意図や計画もなく一時的な収益の向上だけを目的としたもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社の取締役会や株主が買収提案の内容等について検討し、あるいは当社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な時間や情報を提供することのないもの、買収行為の条件等が企業価値ひいては株主共同の利益と比較して不十分又は不相当であるもの、企業価値の維持・増大に必要な不可欠なステークホルダーとの関係を損なおうとする意図のあるもの等、買収対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものが存在する可能性があることは否定できません。

当社は、2024年5月10日開催の当社取締役会において「当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」を廃止しておりますが、当社株式の大規模買付行為に対しては、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」を踏まえた上で、大規模買付者に対し、株主の皆様がその是非を適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて独立性を有する社外取締役の意見を尊重した上で取締役会の意見等を開示し、株主の皆様が当該行為の是非を適切に検討するための必要な情報及び時間の確保に努めるなど、その時々において関係法令上採用可能な適切と考える施策を講じてまいります。

(2) 当社における企業価値向上に向けた取組みの内容の概要

① 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成、その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

イ. 事業内容の充実

当社は独立系の鉄鋼メーカーとして、表面処理鋼板事業とその川下分野としての建材事業からなる鋼板関連事業を中心に、電炉事業を源流とする鉄鋼ロール事業及び鋼製グレーチング事業、さらにはエンジニアリング、不動産事業等を擁し、ユニークな存在感を発揮する企業として成長してまいりました。当社のコア事業である鋼板部門では、環境負荷を低減するクロメートフリー対応等に代表される高い技術力を背景に、家電・建材向けに強固な顧客基盤を有しており、また、その表面処理技術を活かして展開する建材商品及びエクステリア商品でも国内トップクラスのシェアを確保しております。

当社は、当社の企業理念・私たちが大切にしている価値観・行動指針に基づく機動力を活かした経営を追求するとともに、当社グループの総合力と企画力を発揮することで、海外では新たな成長に向け事業の積極的な展開を進め、国内では縮小トレンドの需要環境下でさらにシェアアップを図り、事業領域の拡大に取り組んでおります。今後も中期的にこの「海外事業展開」と「国内需要捕捉」を成長の基軸とし、「安全」・「安心」・「環境」・「景観」をキーワードとして、商品開発・製造・販売など事業活動のあらゆる側面に展開し、さらなる企業価値の向上を目指してまいります。

ロ. 当社グループの企業理念の共有

当社は、その社会的責任と、さまざまなステークホルダーへの価値創造に配慮した経営による、中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念として「ヨドコウグループ企業理念」を定め、グループ内で共有しております。当社グループ内において、これらの価値観を共有することは、必ずや企業価値向上に資するものと考えております。

ハ. 長期ビジョン『桜（SAKURA）100』と中期経営計画

当社グループをとりまく環境が激しく変化するなか、当社グループが持続的に成長を果たしていくためには、将来を見据えたビジョンと計画を持ち、その内容をさまざまなステークホルダーと共有することで当社グループの活力を高めていくことが有効であると考え、当社グループの長期ビジョン『桜（SAKURA）100』及び中期経営計画を策定し、取り組みを進めております。

詳細は当社ウェブサイトに掲載しておりますので、こちらをご覧ください。

< <https://www.yodoko.co.jp/ir/management/managementplan/> >

二. コーポレート・ガバナンスの強化

(i) 当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社は、当社が持続的に成長し中長期的な企業価値向上を実現するために、株主・顧客・取引先・従業員・地域社会等の全てのステークホルダーの立場を踏まえ、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うことがコーポレート・ガバナンスの目的であると位置づけ、これまでもさまざまな取り組みを進めてまいりました。2015年12月には、実効的なコーポレート・ガバナンスの指針として「株式会社淀川製鋼所 コーポレート・ガバナンスガイドライン」を法令及び当社定款に次ぐ上位規程として定め、運用しております。

(ii) 当社のコーポレート・ガバナンスの体制

当社はその企業規模から経営の機動性を重視し、機関設計として会社法の定めに基づく監査役会設置会社を選択しております。その上で、情報共有化の観点から経営の意思決定と業務執行との一体性を維持しつつ、取締役の監督・意思決定機能と業務執行機能を効率的に一定の範囲で分離することを目的として執行役員制を導入しております。

取締役会の体制としては、取締役の経営責任の明確化と、経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期を1年としております。機動的な経営を実現するため、定款における取締役の人数は7名以内としており、経験や知見が異なる多様な取締役を選任することで、取締役会の適正規模と多様性を確保することとしております。さらに、取締役会における、活発で建設的な議論による一層の活性化と、監督・意思決定プロセスの透明性の強化のために、取締役の内の複数名は、業務執行を行わない東京証券取引所の独立性基準を満たす独立社外取締役を選任することとしております。なお、当事業年度末現在の取締役総数は7名、内3名は独立社外取締役となっております。

監査役会の体制としては、会社法及び当社定款の定めにより、監査役の人数は4名以内とし、その半数以上は社外監査役を選任することとしております。なお、当社の社外監査役は、東京証券取引所の独立性基準を満たす独立社外監査役となっております。

取締役及び監査役の指名・報酬に関する手続きの公正性、透明性、及び客観性を強化し、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的として、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置しております。本委員会は、代表取締役1名、独立社外取締役3名、独立社外監査役2名の計6名の委員で構成され、独立社外取締役が委員長を務めております。本委員会の役割・責務としては、取締役会からの諮問に基づき、指名や報酬などの特に重要な事項に関し審議を行い、本委員会の決議に基づく意見を取締役会に答申することとなります。

(iii) コンプライアンスの推進

当社は、コンプライアンスを含むリスクを統括する組織として、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンスの推進・浸透を図る体制としており、企業理念をベースにした「コンプライアンス・ポリシー」「コンプライアンス行動指針」を制定し、全従業員がそれぞれの立場で、コンプライアンスを自らの問題として捉え、公正で高い倫理観に基づき業務執行にあたり、広く社会に信頼される経営体制の確立に努めております。

②基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2024年5月10日開催の当社取締役会において「当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」を廃止しておりますが、当社株式の大規模買付行為に対しては、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」を踏まえた上で、大規模買付者に対し、株主の皆様がその是非を適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて独立性を有する社外取締役の意見を尊重した上で取締役会の意見等を開示し、株主の皆様が当該行為の是非を適切に検討するための必要な情報及び時間の確保に努めるなど、その時々において関係法令上採用可能な適切と考える施策を講じてまいります。

(3) 具体的な取組みが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

当社は、上記(2)①に記載した取組みが、上記(1)の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものと考えております。また、上記(2)②に記載した取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を最大化することを目的として、当社株式の大規模買付行為が行われた場合における、大規模買付行為に関する情報提供の要求及び関係法令の許容する範囲内における適宜適切な措置の実施等を定めるものであることから、上記(2)②に記載した取組みは、上記(1)の基本方針に沿い、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上等に資するものであり、かつ会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

(1) 剰余金の配当等

当社は株主の皆様に対する利益還元を最重要課題の一つと認識し、その方策としては業績に応じた配当金のお支払いならびに自己株式取得等としております。業績に応じた配当のお支払いは、安定的、継続的に実施することを基本方針とし、企業価値向上に向けた投資等に必要な資金需要、先行きの業績見通し、健全な財務体質維持等を勘案して実施いたします。

なお、2023年度～2025年度の3年間における株主の皆様への利益還元としては、配当金のお支払いを重視することとし、設備投資計画ならびに財務状況等を踏まえ、当初の方針を一部見直し1株当たり200円以上の年間配当金を維持した上で、連結配当性向年間75%以上とする（2024年4月25日開示の「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」による）こととしております。

剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本としており、また、決定機関については、会社法第459条第1項に基づき、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当金につきましては、2025年5月9日開催の取締役会において1株当たり251円と決議しております。これにより2024年11月6日開催の取締役会において1株当たり100円と決議しました中間配当とあわせて1株当たり年間配当金は351円となります。

(2) 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得につきましては、機動性を確保する観点から、当社定款第35条の規定に基づき取締役会の決議によることといたしております。

取締役会においては、機動的な資本政策等の遂行の必要性、財務体質への影響等を考慮した上で、総合的に判断することといたしております。

(注) 本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期 2025年3月31日現在	前 期(ご参考) 2024年3月31日現在
【 資 産 の 部 】		
流動資産	[159,857]	[156,119]
現金及び預金	58,090	56,808
受取手形、売掛金及び契約資産	43,930	45,474
電子記録債権	5,223	4,823
有価証券	2,995	4,009
商品及び製品	24,440	22,751
仕掛品	6,311	5,591
原材料及び貯蔵品	16,294	14,939
その他	2,760	1,898
貸倒引当金	△189	△177
固定資産	[104,399]	[109,743]
有形固定資産	(57,808)	(55,940)
建物及び構築物	18,259	18,353
機械装置及び運搬具	12,183	11,876
土地	19,350	19,235
リース資産	86	98
建設仮勘定	6,595	4,971
その他	1,333	1,403
無形固定資産	(2,278)	(2,203)
投資その他の資産	(44,311)	(51,600)
投資有価証券	40,961	49,643
退職給付に係る資産	2,679	1,422
繰延税金資産	61	86
その他	609	447
資 産 合 計	264,256	265,863

(注)金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

科 目	当 期 2025年3月31日現在	前 期(ご参考) 2024年3月31日現在
【 負 債 の 部 】		
流動負債	[29,759]	[28,113]
支払手形及び買掛金	14,453	13,892
電子記録債務	2,241	2,986
短期借入金	840	544
リース債務	72	60
未払法人税等	3,504	2,097
契約負債	333	240
賞与引当金	1,182	1,117
その他の他	7,129	7,174
固定負債	[19,376]	[23,917]
リース債務	99	74
繰延税金負債	3,206	4,445
再評価に係る繰延税金負債	780	807
役員退職慰労引当金	20	28
退職給付に係る負債	4,127	5,315
製品補償引当金	7,490	9,457
その他の他	3,651	3,786
負債 合 計	49,136	52,031
【 純 資 産 の 部 】		
株主資本	[164,196]	[156,559]
資 本 金	23,220	23,220
資 本 剰 余 金	12,481	18,279
利 益 剰 余 金	133,392	126,905
自 己 株 式	△4,898	△11,845
その他の包括利益累計額	[30,524]	[33,020]
その他有価証券評価差額金	16,921	22,543
土地再評価差額金	1,435	1,505
為替換算調整勘定	9,705	7,881
退職給付に係る調整累計額	2,461	1,089
新株予約権	[98]	[125]
非支配株主持分	[20,301]	[24,126]
純 資 産 合 計	215,120	213,832
負債・純資産合計	264,256	265,863

(注)金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期 (2024年 4月 1日から 2025年 3月31日まで)	前 期(ご参考) (2023年 4月 1日から 2024年 3月31日まで)
売上高	208,460	203,957
売上原価	174,311	172,188
売上総利益	34,149	31,769
販売費及び一般管理費	20,260	19,751
営業利益	13,889	12,017
営業外収益	(7,936)	(3,508)
受取利息	665	564
受取配当金	1,251	1,046
受取保険金	62	102
投資有価証券売却益	4,971	1,031
為替差益	138	54
持分法による投資利益	494	535
その他	353	173
営業外費用	(274)	(324)
支払利息	86	109
コミットメントフィー	21	20
海外出向費用	109	150
その他	57	43
経常利益	21,551	15,202
特別利益	(85)	(1,352)
固定資産売却益	11	952
補助金収入	—	400
抱合せ株式消滅差益	73	—
特別損失	(940)	(8,472)
固定資産除売却損	172	507
減損損失	371	0
関係会社清算損	131	—
関係会社株式評価損	220	—
投資有価証券評価損	44	—
製品補償引当金繰入額	—	7,964
税金等調整前当期純利益	20,695	8,082
法人税、住民税及び事業税	5,487	4,573
法人税等調整額	179	△2,363
当期純利益	15,028	5,872
非支配株主に帰属する当期純利益	1,529	1,415
親会社株主に帰属する当期純利益	13,499	4,456

(注)金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期 2025年3月31日現在	前 期(ご参考) 2024年3月31日現在
【資産の部】		
流動資産	[102,825]	[102,335]
現金及び預金	21,000	21,231
受取手形、売掛金及び契約資産	41,635	43,108
電子記録債権	1,573	1,409
有価証券	2,995	3,999
商品及び製品	18,817	17,911
仕掛品	4,750	4,838
原材料及び貯蔵品	9,924	8,344
前払費用	160	168
その他の貸倒引当金	1,971	1,326
	△4	△4
固定資産	[87,355]	[90,952]
有形固定資産	(27,717)	(27,110)
建物	9,165	9,324
構築物	981	996
機械装置	3,585	3,150
車両運搬具	70	88
工具器具備品	507	561
土地	12,208	12,188
建設仮勘定	1,199	799
無形固定資産	(1,223)	(1,199)
ソフトウェア	708	788
その他の	515	411
投資その他の資産	(58,414)	(62,642)
投資有価証券	30,442	39,199
関係会社株	27,394	23,042
その他の	578	401
資産合計	190,181	193,288

(注)金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

科 目	当 期 2025年3月31日現在	前 期(ご参考) 2024年3月31日現在
【負債の部】		
流動負債	[21,324]	[21,074]
電子記録債務	1,752	2,076
買掛金	10,411	10,246
短期借入金	1,400	1,400
未払費用	732	455
未払法人税等	2,240	2,123
契約負債	2,818	1,465
前受り金	70	11
預賞与引当金	127	107
その他の引当金	73	184
その他	974	919
	724	2,082
固定負債	[16,406]	[20,171]
退職給付引当金	4,987	4,987
長期預り保証金	1,421	1,476
繰延税金負債	2,082	3,821
資産除却負債	227	226
製品補償引当金	7,490	9,457
その他	197	202
負債合計	37,731	41,245
【純資産の部】		
株主資本	[136,220]	[130,287]
資本金	(23,220)	(23,220)
資本剰余金	(12,173)	(19,046)
資本準備金	5,805	5,805
その他の資本剰余金	6,368	13,241
利益剰余金	(106,872)	(101,014)
その他の利益剰余金	106,872	101,014
固定資産圧縮積立金	648	682
別途積立金	71,382	71,382
繰越利益剰余金	34,842	28,950
自己株式	(△6,046)	(△12,993)
評価・換算差額等	[16,130]	[21,629]
その他有価証券評価差額金	16,130	21,629
新株予約権	[98]	[125]
純資産合計	152,450	152,042
負債・純資産合計	190,181	193,288

(注)金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期 (2024年 4月 1日から 2025年 3月31日まで)	前 期(ご参考) (2023年 4月 1日から 2024年 3月31日まで)
売 上 高	128,016	129,660
売 上 原 価	102,089	105,353
売 上 総 利 益	25,927	24,307
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	15,122	15,137
営 業 利 益	10,804	9,169
営 業 外 収 益	(7,832)	(3,396)
受 取 利 息	234	215
受 取 配 当 金	2,438	2,012
投 資 有 価 証 券 売 却 益	4,960	1,024
そ の 他	199	144
営 業 外 費 用	(303)	(262)
支 払 利 息	62	65
そ の 他	241	196
経 常 利 益	18,333	12,303
特 別 利 益	(16)	(950)
固 定 資 産 売 却 益	2	950
関 係 会 社 株 式 売 却 益	13	—
特 別 損 失	(520)	(14,761)
固 定 資 産 除 売 却 損	124	436
投 資 有 価 証 券 評 価 損	44	—
関 係 会 社 株 式 評 価 損	220	—
製 品 補 償 引 当 金 繰 入 額	—	7,964
関 係 会 社 清 算 損	131	—
子 会 社 支 援 損	—	6,360
税 引 前 当 期 純 利 益 又 は 税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	17,829	△1,507
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,556	3,635
法 人 税 等 調 整 額	263	△2,393
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	13,009	△2,749

(注)金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

株式会社淀川製鋼所
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神前泰洋

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飛田貴史

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社淀川製鋼所の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社淀川製鋼所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し

適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

株式会社淀川製鋼所
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 神前泰洋
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飛田貴史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社淀川製鋼所の2024年4月1日から2025年3月31日までの第126期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第126期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - 三 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会における審議の状況等を踏まえ、その内容について確認いたしました。
 - 四 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、「当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」を廃止していることを確認しました。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

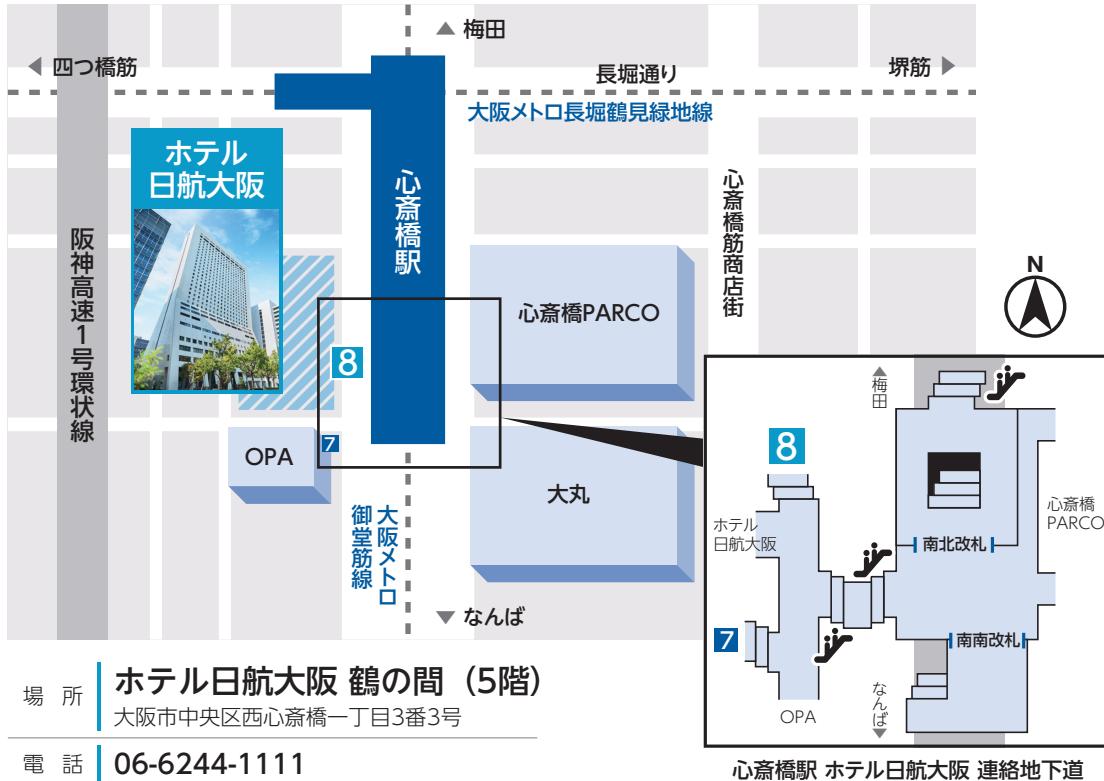
株式会社淀川製鋼所 監査役会

監査役(常勤)	林	賢治	印
監査役(常勤)	篠原	裕明	印
監査役	渡邊	りつ子	印
監査役	俣野	朋子	印

(注) 監査役渡邊りつ子氏及び監査役俣野朋子氏は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内略図



交通のご案内



※駐車場のご用意がございませんので、あしからずご了承ください。